

令和8年 富士見町 告示

第 89 号

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年8月12日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの利用に要する経費の一部を補助することにより、当該システムの活用を促進し、介護現場の負担軽減を図ることを目的とした富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則（昭和51年富士見町規則第7号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、別表に規定する町内に所在する介護サービス提供事業者（以下「補助事業者」という。）であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 富士見町が賦課する町税及び料金（以下「町税等」という。）の滞納がない者。
- (2) 富士見町暴力団排除条例（平成24年富士見町条例第26号）に規定する暴力団もしくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでない者。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとし、情報端末1台当たりの補助金の上限は10万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに町長に報告し、その承

認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その承認を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでの間、町長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(5) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 国、県が実施している他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の対象外とする。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、要補助金返還相当額が発生した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに町長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又は1支社、1支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割

合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

(11) 前号の報告があった場合には、町長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を町に納入させることがある。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時においてこの補助に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第4条第10号の規定による報告をするものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定に基づく申請を受理したときは、当該年度の予算の範囲内で、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

(1) 事業内容の著しい変更とならない場合

(2) 補助対象経費の20パーセント以内で減額する場合

(3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

(変更の申請等)

第8条 補助事業者は、第4条第1号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

1 補助事業者	「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(ケアプランデータ連携標準仕様)の対象となる町内に所在する事業者
2 補助対象経費	PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費(対象となる介護ソフト等については、原則として、令和8年度(令和7年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(令和8年4月7日付老発0407第3号)で定める機器を対象とする。) ・申請を行う年度において、ケアプランデータ連携システムを活用すること ・当該システムの継続的な活用を予定すること ・ケアプランデータ連携システム専用端末として使用するために購入するパソコン等のハードウェアであること
3 補助率	10/10

様式第1号

年 月 日

富士見町長 殿

申 請 者
住所又は所在地
名称及び代表者名
又は氏名

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので補助金を交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的、概要、その効果
- 3 補助事業等の経費の使用方法(収支の計画)及び補助事業等の遂行に関する計画
(事業計画)
- 4 補助事業等の完了予定日

様式第2号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

富士見町長 殿

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

年 月 日付け富士見町指令 第 号により交付決定があった富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金について、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要
補助金返還相当額）
金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

(様式第3号)

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金
変更承認申請書

年 月 日

富士見町長 殿

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

年 月 日付富士見町指令 第 号で補助金の交付決定があった
富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金事業の事業計画を下記の
とおり変更したいので、承認してください。

記

1 事業名

2 交付申請額

変更後の申請額	千円
交付決定額	千円
差引増減額	千円

※変更後の申請額の積算根拠となる資料を添付のこと。

3 変更の内容

変更前	変更後

※変更内容を反映させた「事業変更計画書（任意様式）」を添付のこと。

4 変更理由

5 添付書類

- (1) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (2) その他参考となる書類

様式第4号

年 月 日

富士見町長 殿

名称及び代表者名又は氏名

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金補助事業等実績報告書

年 月 日付富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業
補助金交付決定通知に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

記

- 1 完了の年月日 年 月 日
- 2 事業の内容、成果
- 3 収支の状況
- 4 交付確定を受けたい額
- 5 補助金等交付申請書と相違した場合の理由
- 6 その他

様式第5号

年 月 日

富士見町長 殿

申 請 者
住所又は氏名
名称及び代表者名
又は氏名

富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付富士見指令 第 号により交付決定のあった
富士見町ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金を請求します。

記

補助金請求金額 円

振込先口座

金融機関名	
支店等名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	